

経営継承 順調ですか？

継承の仕方がよくわからない

やる気のある新規就農者に引き継ぎたい



「くまもと農業経営継承支援センター」は農家の経営継承(移譲)を支援します！

県では、農家の円滑な経営継承(親族間継承、第三者継承)を進めていくための、相談窓口「くまもと農業経営継承支援センター(以下「継承支援センター」という)」を立ち上げ、関係機関が連携した取り組みを開始しました。

継承支援センターは、親族間継承の機運醸成や啓発、さらには、後継者不在の農家が所有する農地や機械、技術等の情報を一元化。

継承支援センターのホームページで「公開」などとして、地域の担い手や新規就農者等へ継承するためのマッチングの支援を行います。

後継者がいない

後継者不在の農家の皆様へ

第三者(親族外)への継承(受け手)する相手(新規就農者等)を探すため、継承支援センターが行う「公開データベース」を利用し、継承希望情報(農地や、施設、機械等)を掲載するとともに、継承(受け手)する相手を探しませんか？

情報公開には、個人情報等の特定する内容については公開しません。掲載を希望される方、どのような取り組みができるか気になる方、お気軽に「くまもと農業経営継承支援センター」(096-384-3333)へご相談ください。



ホームページでは随時情報を更新しています。
<https://hinokuninet.com/>
 くまもと農業経営継承支援センター 検索

■南関町役場 経済課 農政係 電話：0968-57-8504 (内線162)

くまもと農業経営継承支援センター

■お問い合わせ先 一般社団法人熊本県農業会議(農政・担い手対策課) 電話：096-384-3333 FAX:096-385-1468 Eメール:43ninaite@nca.or.jp

令和5年度 熊本県立農業大学校 新規就農支援研修生募集

令和5年度の社会人向け農業研修コースの受講者を募集します。就農に必要な栽培技術や経営のノウハウを基礎から学べる二つのコースを準備しています。

1 研修コース詳細

研修コース	研修期間	募集人数	申込期間	研修内容
【プロ経営者コース】 就農予定時の年齢が原則50歳未満で、本格的な農業経営を目指す方	週5日(月～金) 令和5年4月～令和6年3月	10名程度	前期 令和4年9月5日(月)～10月28日(金) 後期 令和5年1月5日(木)～1月27日(金)	・就農予定品目(野菜)を実際に生産、出荷する模擬経営 ・暖房機等を備えたハウスと露地は場実習 ・新規就農者育成総合対策(就農準備資金)を申請可能
【実践農業コース】 就農予定時の年齢が原則65歳未満で、農産物販売で所得の確保を目指す方	週3日(月水金) 令和5年4月～12月	40名程度	※後期は前期募集の残枠分を募集	・クラス毎の共同管理により、野菜などの栽培に必要な基礎知識や技術を習得 ・収穫した野菜等は農大マルシェで販売し、消費者との交流や販売体験を実施。

2 受講料等

無料 ※ただし一部実費負担有

※ 詳しくは、熊本県立農業大学校研修部までお問い合わせください。

住所:熊本県合志市栄3805番地

電話:096-248-6600 FAX:096-248-4432

熊本 農大 検索

くまもとゼロカーボン行動(実践編 その4)

熊本県では、地球温暖化のリスクを減らし、持続可能な未来を実現していくため、将来の目指すべき姿として「2050年県内CO₂排出実質ゼロ(ゼロカーボン)」に向けた取り組みを進めています。

先月に引き続き「くまもとゼロカーボン行動 実践編」と題して、家庭でできる活動を紹介いたします。

◆ふんわりアクセル「eスタート」で燃費を向上しましょう

～最初の5秒間で20km/hに達するくらいの優しいアクセルで10%程度の燃費改善～

1年間で10,000km(1日約30km)走行する人が、車を発進させるとき、最初の5秒間で20km/hに達するくらいの優しいアクセル(ふんわりアクセル「eスタート」)を実践すると、ガソリン約84リットル(車で約1,600キロメートル走行)の使用が減り、その分のCO₂を削減できます。

(年間 約194.0キログラムのCO₂を削減)

ガソリン代も1年間で約13,000円の節約できます。



◆アイドリングストップを心がけましょう

～特に駐車場でのアイドリングはやめましょう～

平日に毎日10分間行っているアイドリングをやめると1年間ではガソリン約32リットル(車で約610キロメートル走行)の使用が減り、その分のCO₂を削減できます。

(年間 約74.0キログラムのCO₂を削減)

ガソリン代も1年間で約5,000円節約できます。

※注意 上記のCO₂削減量や節約金額等は、あくまでも目安になります。実際の効果やメリットは、各家庭の使用状況や時期によって大きく異なりますので、ご了承ください。

〔活動に関する詳細・お問合せ〕 税務住民課 環境対策係 ☎57-8579

農薬の空容器は適正に処理しましょう

農産物を生産・出荷する人が使用した農薬空容器は、産業廃棄物であり、野焼きや不法投棄が法律で禁止されています。これら空容器の処分については、排出者である農業者が適切に処理するか、専門の廃棄物処理業者に処分を委託することが法律で義務付けられています。農薬空容器の処分にあたっては、容器内に残った農薬も適切に処分する必要があります。

詳しくは、購入店、県農業技術課(096-333-2381)にお尋ね下さい。